

## 資料 目次

参考資料 01：室蘭工業大学工学部におけるミッションの再定義	1
参考資料 02：道内関係機関からの要望書	3
参考資料 03：創造工学科科目系統図	12
参考資料 04：システム理化学科科目系統図	17
参考資料 05：国立大学法人室蘭工業大学職員就業規則	20
参考資料 06：北海道地区国立大学教養教育連携実施事業	28
参考資料 07：創造工学科建築土木工学コースの履修モデル	33
参考資料 08：創造工学科機械ロボット工学コースの履修モデル	37
参考資料 09：創造工学科航空宇宙工学コースの履修モデル	38
参考資料 10：創造工学科電気電子工学コースの履修モデル	40
参考資料 11：システム理化学科物理物質システムコースの履修モデル	42
参考資料 12：システム理化学科化学生物システムコースの履修モデル	44
参考資料 13：システム理化学科数理情報システムコースの履修モデル	46
参考資料 14：創造工学科夜間主コース機械系コースの履修モデル	48
参考資料 15：創造工学科夜間主コース電気系コースの履修モデル	49
参考資料 16：平成27～29年度 インターンシップ実施一覧	50
参考資料 17：既修得単位の読替表	53
参考資料 18：平成27～29年度 FD・SD講演会実施一覧	57

## 室蘭工業大学

## 【NO3 室蘭工業大学】

	室蘭工業大学 工学分野
学部等の教育研究組織の名称	工学部（第1年次:560 第3年次:40） 工学部【夜間】（第1年次:40） 大学院工学研究科（M:198 D:24）
沿革	昭和 14（1939）年 室蘭高等工業学校創立 昭和 24（1949）年 新制室蘭工業大学工学部設置 昭和 40（1965）年 大学院工学研究科修士課程設置 平成 2（1990）年 大学院工学研究科修士課程を廃止し、工学研究科博士前期課程・後期課程に再編
設置目的等	<p>室蘭工業大学工学部・工学研究科の母体の一つである室蘭高等工業学校は、戦時下工業教育機関拡充の方針に基づき、昭和 14 年に設置された。新制国立大学の発足時には、室蘭高等工業学校は、室蘭工業大学工学部として承継された。</p> <p>昭和 24 年に、豊かな教養と高い専門知識を具えた有為の科学技術者を養成するとともに、学術の研究を盛んにして本邦国土計画上の重要施策たる北海道総合開発計画の一環をなす鉱工業並びに土木事業の振興発展に寄与し、進んでわが国の科学文化の創造と、産業経済の興隆に貢献することを目的に、工学部が設置された。</p> <p>昭和 40 年に、研究開発・技術革新に対処しうる高度な技術者、研究者の養成を図る必要があり、北海道のとりわけ重化学工業をベースとした新産業都市の中核である室蘭市にある本学が地域社会の要請を受け、工学研究科修士課程が設置された。</p> <p>平成 2 年に、社会の各分野から、科学の進歩に見合う人材の育成を目指す大学院教育の要請を受け、豊かな創造性と活力ある高度技術者及び研究者を育成することを目的に区分制博士課程（大学院博士後期課程）の設置と、修士課程(大学院博士前期課程)並びに工学部の改組再編を行った。</p> <p>平成 21 年に、機動的・弾力的で柔軟な教育体制を構築することを目的に工学部及び工学研究科の改組再編を行い、工学部が 4 系学科と夜間主コース 2 系学科、工学研究科が博士前期課程 7 専攻、博士後期課程 5 専攻となり、現在に至っている。</p>

<p>強みや特色、社会的な役割</p>	<p>室蘭工業大学においては、「創造的な科学技術で夢をかたちに」を基本理念とし、「総合的な理工学教育を行い、地域社会更には国際社会における知の拠点として豊かな社会の発展に貢献する」ことを目指しており、以下の強みや特色、社会的な役割を有している。</p> <p>○「未来をひらく創造的な科学技術者を育成する」との方針の下、開学以来多くの工学系人材を輩出してきた実績を生かし、専門知識、課題解決能力、主体性・倫理観などを身につけた高度な技術者等の育成の役割を充実するとともに、多様な社会ニーズを踏まえグローバル化が進む実社会で活躍できる「イノベーション博士人材」育成の役割を果たす。</p> <p>○総合的価値判断能力や深い見識を身につけることを目指した教養教育などの特色ある教育を進めてきた実績や国際的通用性のある認定プログラムを積極的に推進してきた実績を生かし、グローバルに活躍できる工学系人材を育成する学部・大学院教育を目指して 不断の改善・充実を図るとともに学士課程と大学院前期課程を通じた教育を重視する。</p> <p>○産業界・独立行政法人並びに北海道や室蘭市の期待を受けて進められている航空宇宙機システム及び環境関係分野をはじめ、ものづくりとしての高度で先端的な加工技術に関わる工学の諸分野の研究を推進する。航空宇宙分野では、基盤的研究成果を航空宇宙産業 など関連産業に還元できるよう連携を重視し、北海道における航空宇宙工学の拠点形成を目指す。環境分野では、エネルギー、材料、資源活用の領域で実績を生かして社会のニーズに応える。</p> <p>○産学官連携によるサプライサイクルの取組やイノベーション推進に資するネットワークの構築など、地域における知の拠点機能としての実績を生かし、室蘭市をはじめとする自治体との多方面にわたる連携を進展させ、地域からの要求に対して積極的に協力し、地域の活性化を促進する。</p> <p>○ 建築設備の防食技術講習、情報処理技術リーダー育成研修、教員免許状更新講習などの実績を生かし、地域企業や行政機関等の生産性やサービスの向上、新規事業展開のための準備教育や再教育、研修など、社会人の学び直し教育を推進する。</p> <p>○ スーパーサイエンスハイスクール認定校を含む高校生を招いた体験授業、ものづくり・ロボット教室などの実績を生かし、小中高 校生の理科教育に貢献する。</p>
---------------------	--

## 要 望 書

国立大学法人室蘭工業大学

学長 空閑 良壽 殿

本道では、全国を上回るペースで少子高齢化や生産年齢人口の減少が進み、産業の担い手不足や消費の減少による地域経済への影響が懸念されています。一方、ICTの急激な進化とネットワーク化の急速な広がり、本道経済や道民生活に大きな影響をもたらすとともに、情報技術を駆使したイノベーションが期待されています。

こうした状況の中、今後の北海道の社会経済活動を持続的に発展させていくためには、食や観光、広大な自然など北海道の強みを最大限に活かしながら、農林水産業と商工業との連携による6次産業化を推進するとともに、情報技術を活かした新たな価値や産業の創出などが求められています。そのためには、産業界における様々なイノベーションの担い手となる、次代の社会経済活動の活性化を牽引する意欲と能力を有する理工系の人材を、道内で育成・確保することが何よりも重要となっています。

この度の貴学における理工学部への改組再編構想は、生産をキーワードに北海道のものづくり産業を支える人材育成機能が幅広く充実・強化されるものであり、特に、全学的な情報教育の充実などを内容とする、自然科学と情報教育が融合した新たな教育課程は、本道産業における新しい価値の創造と活性化を担う人材の育成に大きく寄与するものであり、誠に時宜を得たものと考えています。

道としましても、貴学のこの度の改組再編や新たに実施する教育課程は、地域の知の拠点たる国立大学として、また、地域社会の発展を支える重要な高等教育機関として、これまで以上に役割を果たしていただくために、必要な機能強化であると考えており、早期の実現を要望いたしますとともに、この度の改組再編を通じて、北海道の産業界において活躍する理工系人材の育成・確保に、より一層注力いただきますよう要望いたします。

平成30年2月20日

北海道知事 高橋 はるみ

## 要 望 書

国立大学法人室蘭工業大学

学長 空 閑 良 壽 殿

貴学におかれましては、平成18年に本市と包括連携協定を締結し、ともに連携・協力し合い、地域社会の発展と人材育成及び学術の進行について取り組みを進めているほか、平成27年度に採択を受けた文部科学省「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」においても、その事業責任大学として、地域で活躍する人材の育成や大学を核とした地域産業の活性化等を推進するため、関係機関と協働し、北海道内における雇用創出や卒業者の地元定着率の向上等に取り組まれるなど、地域教育、経済、産業等の各方面にわたり地域の発展に多大な貢献をいただいておりますことに深く感謝を申し上げます。

今、本市を取り巻く状況は、国内経済の回復基調が続く中、基幹産業である製造業を中心に、設備投資や新たな事業分野への展開など明るい動きが見られている一方で、市内企業の多くは依然として人手不足の課題を抱えており、さらに、国際競争が激化し、大手企業における生産拠点の海外移転の加速化も懸念される中、加工技術の高度化、高品質化、納期短縮など、とりわけ中小企業が立ち向かわなければならない課題は厳しさを増しています。

また、持続的に成長する地域産業を育てるためには、科学技術の絶えざる技術革新の成果を地域産業に結びつける活動を強化していくことが求められ、産業構造の変革に柔軟に対応でき、かつ、イノベーション創出を支える付加価値の高い理工系人材の育成・確保が重要な課題となっております。

このような厳しい時代において、貴学が計画する工学部から理工学部への大学教育の学部改組再編計画は、情報社会に対応できる工学系人材はもとより、理学的な知識と情報技術を併せ持ち、変わり続ける産業界で活躍できる新たな人材の輩出が大いに期待できるものであり、本市を初めとした日本のものづくりの基盤を支える人材の育成・強化につながるものと考えますので、貴学におかれましては、同計画を早期に実現していただきますよう、強く要望します。

平成30年 3月 7日  
室蘭市長 青 山 剛





## 要 望 書

国立大学法人室蘭工業大学  
学長 空 閑 良 壽 殿

科学技術のめざましい発展によって、私たちの生活はより便利に、また豊かになる一方で、高校生・大学生においては、これらを支える知識と技術のもとである理科離れが進んでいるとの指摘があり、科学技術の発展を担う人材不足が懸念されています。

このため、現在、北海道内の高等学校においては、北海道教育推進計画に基づき、科学や自然に対する興味・関心を高め、科学的なものの見方や考え方を育み、豊かな科学的素養を身に付けさせるとともに、それらの知識や技能を実生活に活用できる力を育成し、科学技術の一層の発展に寄与できる人材の育成に取り組んでいます。

こうした中、このたび貴学の工学部から理工学部への教育改革構想は、貴学に進学する者が豊かな科学的素養を身に付け、科学的思考とアプローチのもとに、それらの知識や技能を実生活に活用できる力を育成し、社会の発展に寄与できる人材育成に対応するもので、また、現代社会に必須である情報技術と知識を、どの学問分野に進んでも本格的に身につけられるため、北海道内の高校生にとっても非常に有意義なものと考えられます。貴学の構想を早期に実現し、北海道内の高校生の進路選択の幅が増えることを大いに期待いたします。

平成30年3月13日

北海道高等学校長協会 会長

川 口



# 要 望 書

国立大学法人室蘭工業大学  
学長 空 閑 良 壽 様

貴学におかれましては、北海道の教育・産業・文化の発展・向上とそれらを支える人材育成など、地域貢献の役割を大いに果たしていただいております。

北海道を取り巻く環境は、人口減少・少子高齢化・若者の都市部流出などが全国を上回るペースで進行しております。一方、情報通信技術の発達により産業構造も急速に高度化・複雑化し、経済活動もより一層活発化が期待されるところです。

地方創生が待ったなしの中、北海道の地域資源の強みや潜在力を最大限引き出し、北海道経済を維持・発展させていくためには、地域に根ざした力強い産業を創出していくことが重要であり、その担い手である創造力、技術力のある人材の確保が課題となっております。

このような状況の中、貴学の工学部から理工学部への改組による新たな理工系人材の育成計画については、北海道の産業における新たなイノベーションの創出に貢献し、変わり続ける環境で活躍できる人材の輩出につながるものと考えます。また、イノベーション創出に伴う新たな産業の展開による雇用機会の確保についても期待できることから、同計画の早期実現を強く要望します。

平成 30 年 2 月 22 日

北海道経済連合会

会長 高 橋 賢 友



# 要 望 書

国立大学法人室蘭工業大学  
学長 空 閑 良 壽 殿

貴学におかれましては、北海道の産業・文化・教育の中核を担う人材を育成し、地域貢献の中核として使命を果たしていただいております。

日本創生会議・人口減少問題検討分科会が平成 26 年 5 月に発表した提言において、我が国は今後、人口の急激な減少並びに多数の地方自治体において消滅の可能性があるという問題が提起されており、北海道においてもそれらは全国を上回る勢いで進むものと見込まれております。

この様な状況下で、北海道経済同友会においては、北海道が生き残っていくために、従来のように国に頼るのではなく、自らの力で交流人口の拡大や産業振興に取り組み、地域を活性化させていくことが重要であり、特に、北海道に存在する農水産物、加工品、商業集積、観光地、生活基盤といった地域資源に新たな価値を創出し、北海道産業の振興と地域活性化と、その担い手である創造力、技術力のある人材の確保が課題解決と考えます。

つきましては、北海道の地域資源に対し、新たな価値の創出に貢献でき、変革し続ける産業界で活躍できる人材の輩出をお願い申し上げます。

平成 30 年 2 月 1 日  
北海道経済同友会  
代表幹事 横 内 龍





# 要 望 書

国立大学法人室蘭工業大学  
学長 空 閑 良 壽 殿

当会は、北海道のものづくり企業を対象に、新分野開拓に係る技術開発や新たな生産設備等の導入に伴う経営力の向上に向けた事業計画の策定支援など技術力及び経営力の強化に向けた様々な取り組みをサポートしております。

北海道の経済は、雇用・所得環境が着実に改善していることを背景に個人消費が堅調に推移しており、公共投資や設備投資も増加していることから、緩やかではありますが、回復傾向にあるとされております。一方、道内各地の製造業、特に機械工業系業種においては、急速に進展する生産人口の減少により慢性的な人手不足が続いており、さらにIoT、AIなどのIT技術が当然のごとく各製品に予め組み込まれる時代になっていることから、次世代技術や製品を生み出すものづくり産業の人材の育成・確保がますます重要になっております。

つきましては、従前からの地域を重視した工学専門教育を基本としつつ、自然科学などの基礎的教育の充実や情報化の進展を踏まえた新たな理工系教育による、地域産業を支える基盤技術の創出を行うことができる人材を輩出されることを強くお願いいたします。

平成30年2月1日

一般社団法人 北海道機械工業会  
会 長 田 中 義 克



# 要 望 書

国立大学法人室蘭工業大学  
学長 空 閑 良 壽 殿

貴学が構想している「生産科学科の設置」について以下のとおり要望します。

一般社団法人北海道バイオ工業会は、北海道においてバイオ工業に携わる株式会社その他の法人等が、業界を取り巻く市場環境や研究環境の向上等をはじめとする業界全体の課題に対処するとともに、さらなる発展のための交流・啓発、調査・研究、提言等を行うことにより、北海道におけるバイオ工業の健全な発展を促進し、もって地域社会に貢献することを目的として、技術動向に関係する情報の収集と提供、市場環境や研究環境の整備に関係する調査研究、行政や大学等関係する機関への提言及び具体的措置の要請などの諸事業を行っております。

我が国における科学技術を取り巻く環境は、大きく変化しており、人口減少・少子高齢化、情報関連の発達による産業経済活動の複雑化、食糧・エネルギー問題等様々な課題を抱えております。一方で、バイオ産業の市場規模は年々拡大しており、北海道においては生物資源（地域資源）が豊富であり、産業育成による地方創生に貢献できるものと考えます。近年では、北海道で開発された機能性食品素材は一般食品、化粧品など幅広く利用され、付加価値の高い商品が創出されています。このような付加価値の高い商品を創出するためには、独創性・創造性に富んだ人材が必要であり、待ち望まれるものです。

生産科学科の設置により、独創性・創造性に富んだ人材が早期にまた安定的に輩出されることを強く期待します。

平成 30 年 2 月 1 日

一般社団法人 北海道バイオ工業会

代表理事会長 小 砂 憲



## 要 望 書

国立大学法人室蘭工業大学  
学長 空 閑 良 壽 殿

一般社団法人北海道IT推進協会は、ITが北海道経済を支える産業であるとの自負と自覚を持って、社会環境に柔軟に対応する新たな事業や仕組みを創造し積極的に対応するとともに、会員相互のネットワークや地域産業及び各地域のIT企業団体との連携を一層強化して、IT産業の総合力の拡充に努めております。

昨今のIT業界におきましては、スマホ、クラウド、IoT、AIなど、技術革新の進展は著しく、その一方で少子化による若年労働者の減少などによりIT産業の人材不足はもはや慢性的な経営課題となっているばかりか、これまで欧米が中心であった最先端のIT技術開発は、日本以外のアジア諸国においても急速に進んでおり、日本のIT技術者の高度化と俯瞰力強化は必須ものと感じております。このような状況からIT人材の需要は更に増大するものと思われまますので、需要構造の変化が著しいIT業界において求められる技術力を備えた人材が輩出されることを強く要望します。

平成30年2月16日

一般社団法人 北海道IT推進協会  
会 長 森 正 人



## 要 望 書

国立大学法人室蘭工業大学  
学長 空 閑 良 壽 殿

弊行は、北海道を主要な営業基盤とし、北海道に密着した地域金融機関として総合的な金融サービスを提供しており、貴学とは文部科学省「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」（平成27年度採択）の推進において協働しております。特に、地域で活躍する人材の育成や大学を核とした地域産業の活性化等は、北海道における雇用創出や卒業生の地元定着率の向上は重要な取組みと認識しております。

現状の北海道経済は緩やかに回復しておりますが、人口減少・少子高齢化・若者の都市部流出等が全国を上回るペースで進行しています。こうした北海道内の労働人口の減少に伴い、北海道経済は力強さを欠き、一方で、情報関連の発達も北海道の産業構造を急速に高度化・複雑化しています。地元企業からは、「今後、ITスキルを兼ね備え、技術革新に適応できる人材が欠かせない。」との声が弊行にも多数届いています。

このような状況の中で、貴学の専門教育の基盤となる自然科学教育と情報科学技術教育の強化を行う「理工学部改組」の構想は、非常に有意義と考えます。同計画の早期実現により、新産業の創出や産業集積の推進に必要な優秀な人材が、北海道内に多数かつ早期に輩出されることを大いに期待しております。

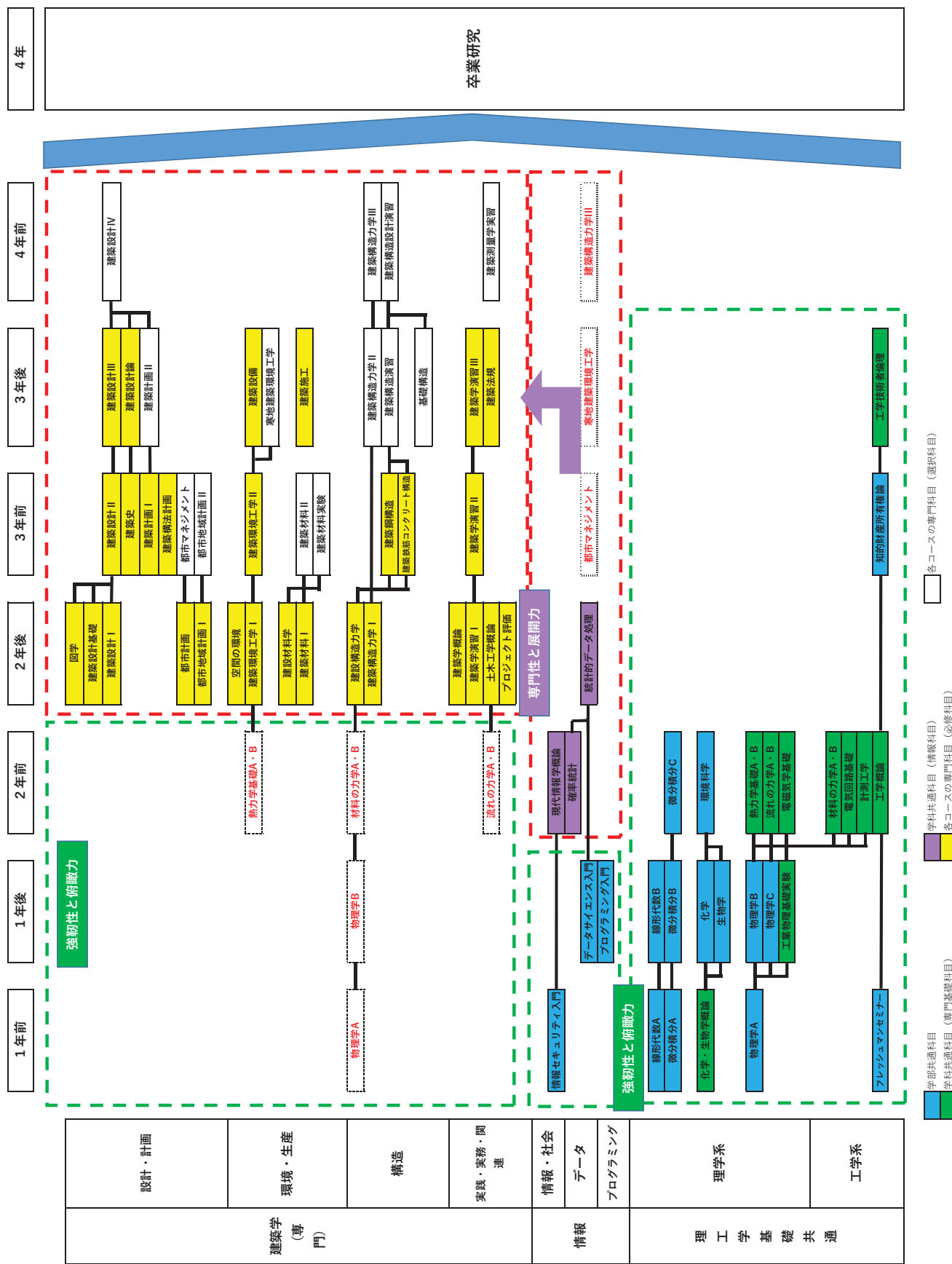
2018年2月20日

株式会社北洋銀行

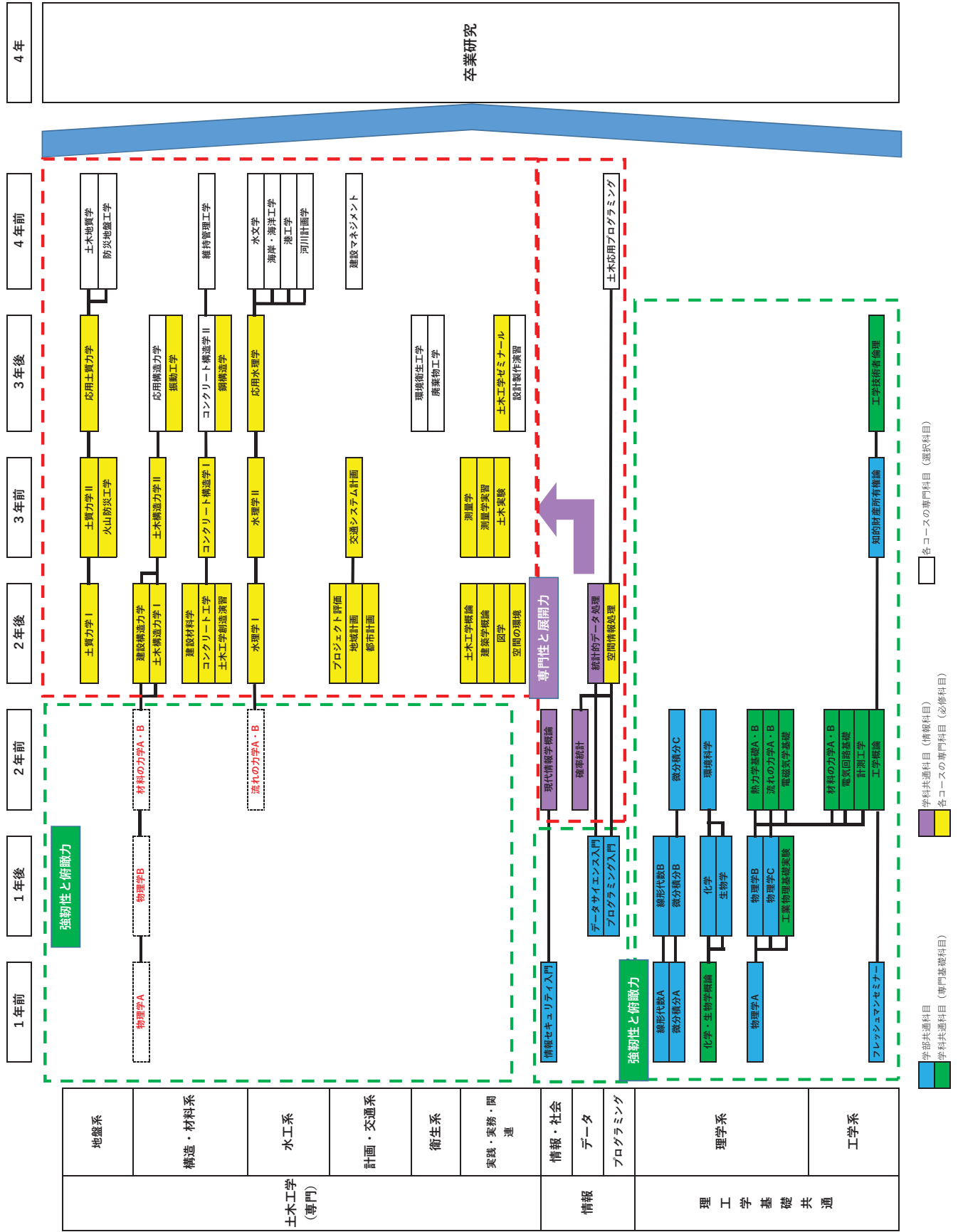
取締役頭取 石井 純二



建築土木工学コース(建築) 科目系統図

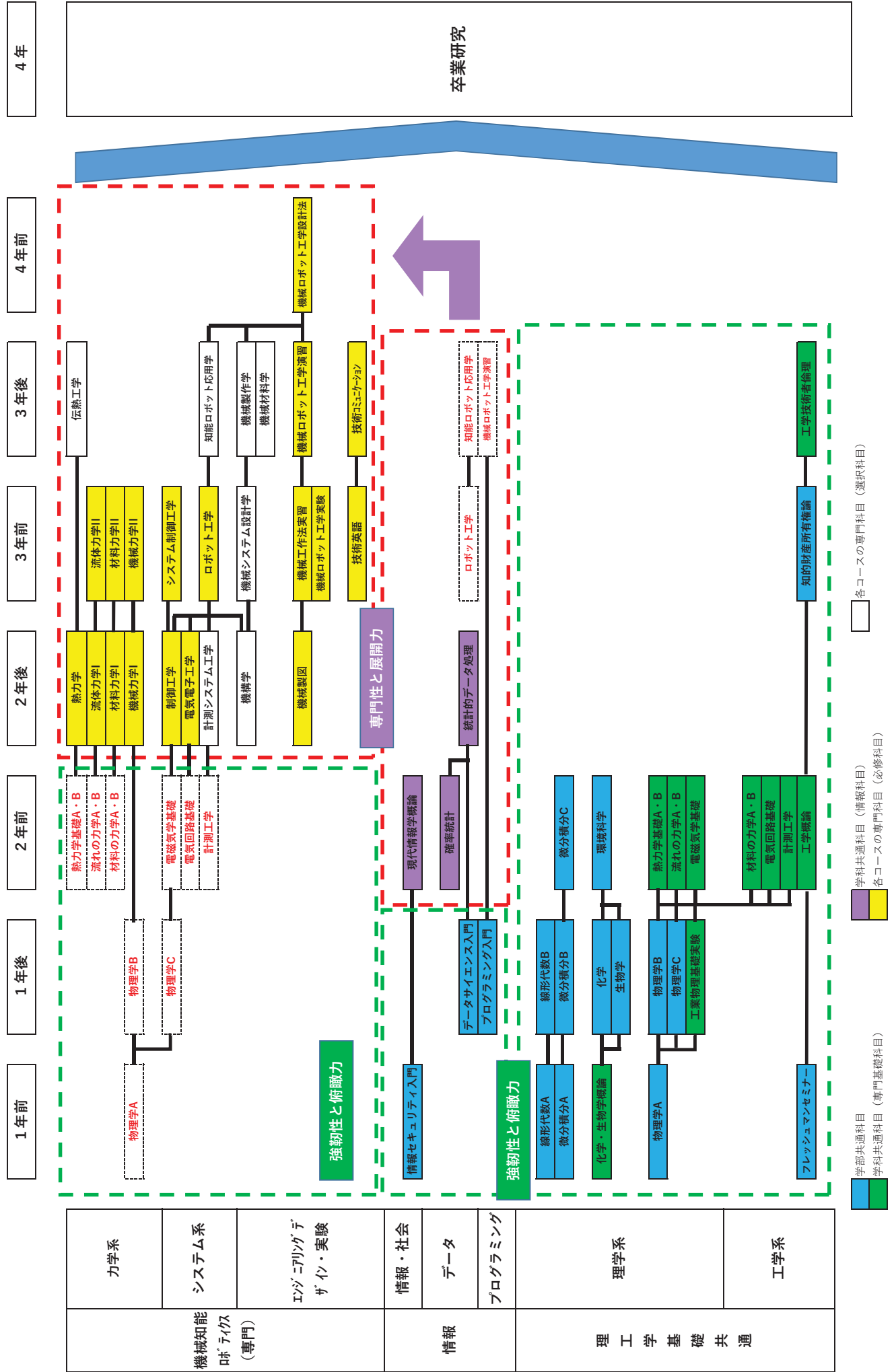


建築土木工学コース(土木) 科目系統図

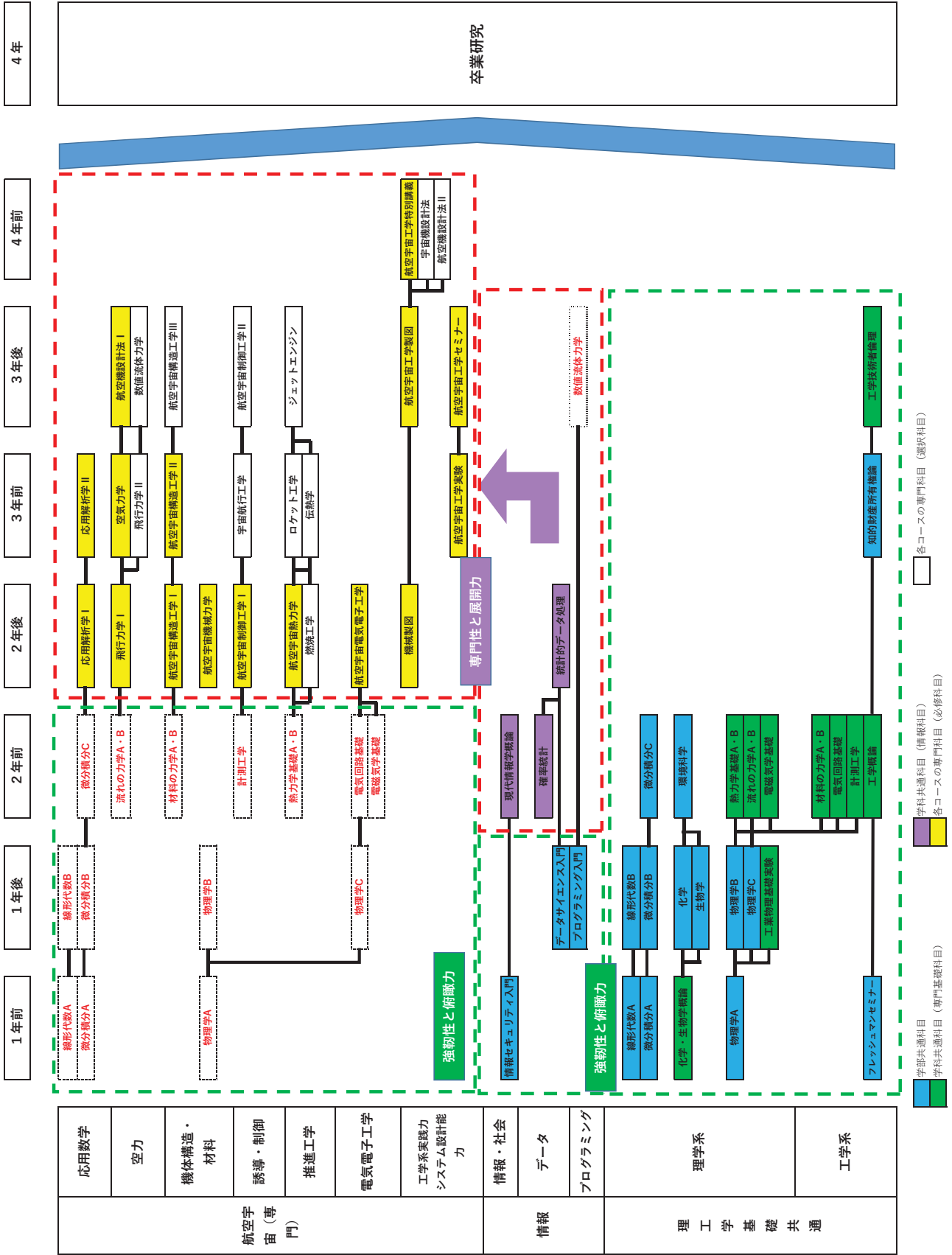




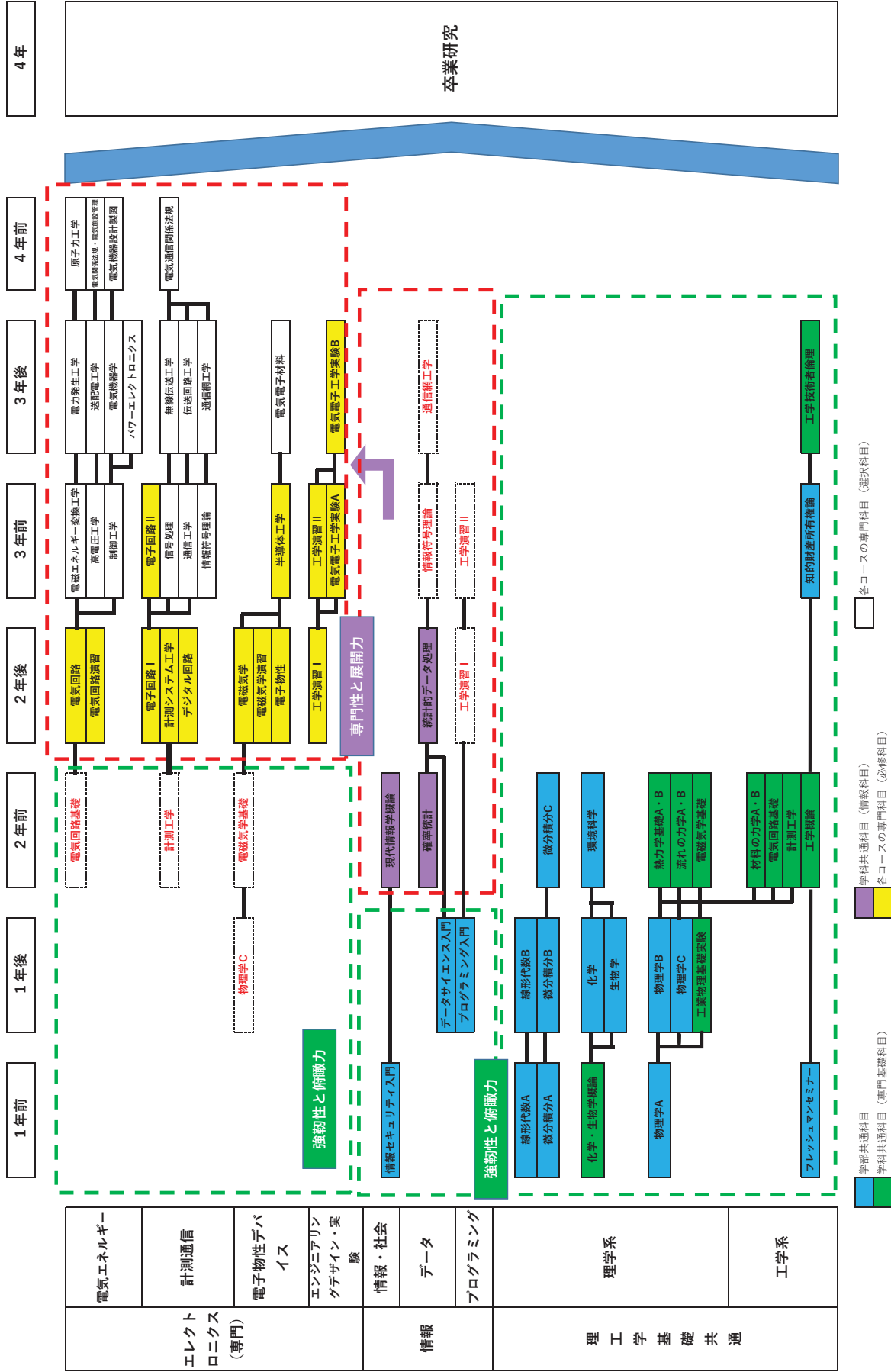
機械ロボット工学コース 科目系統図



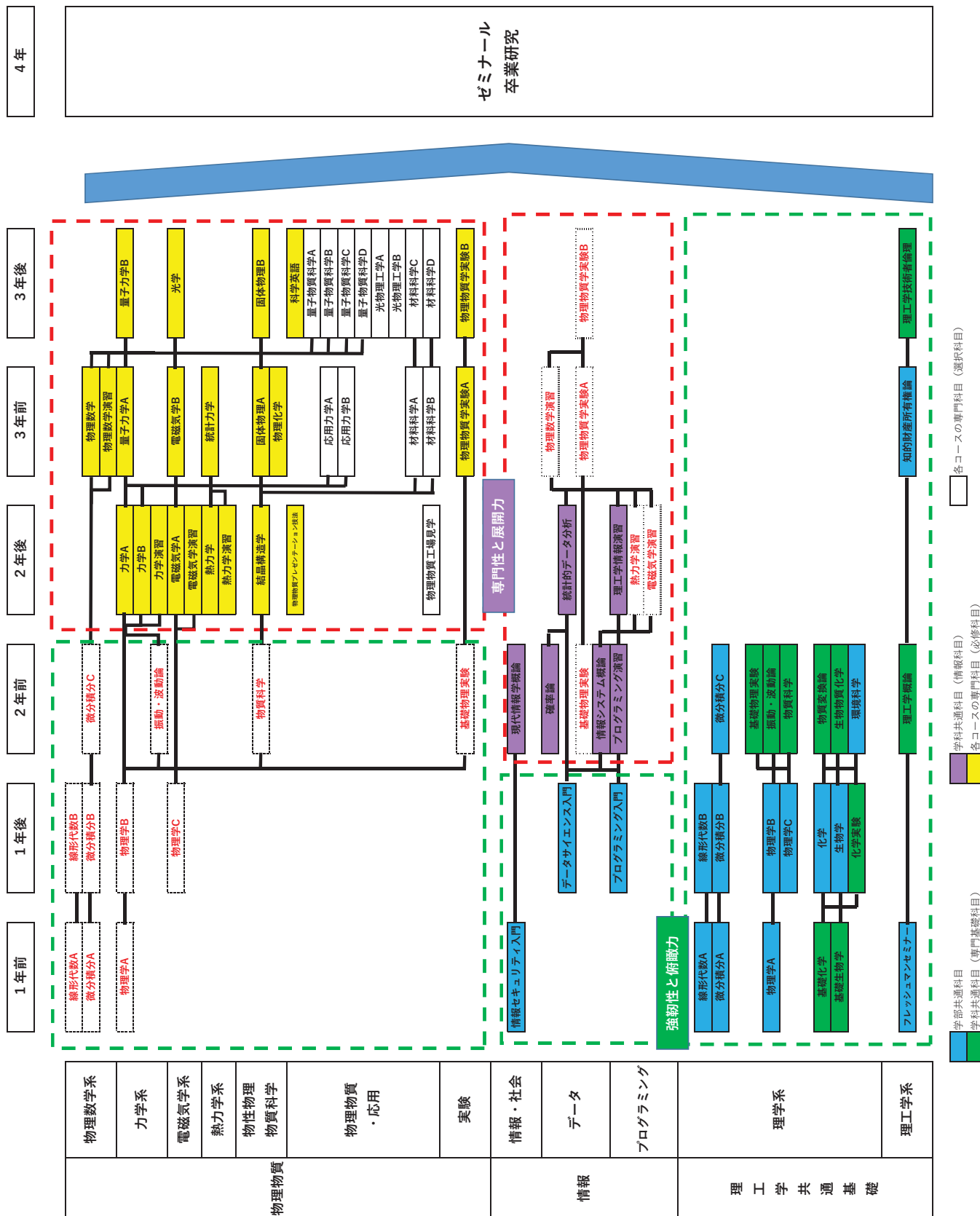
航空宇宙工学コース 科目系統図

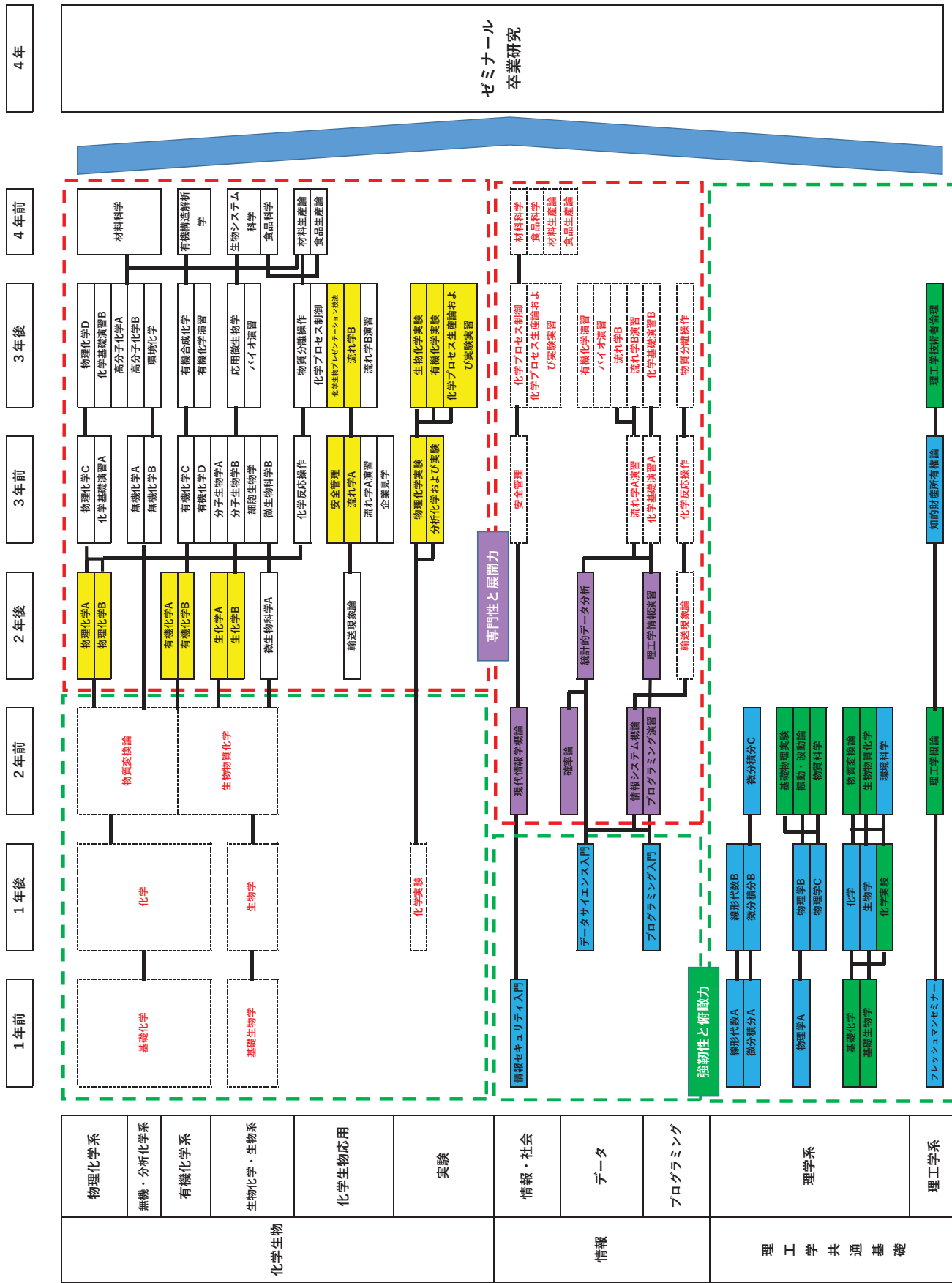


電気電子工学コース 科目系統図



物理物質システムコース 科目系統図





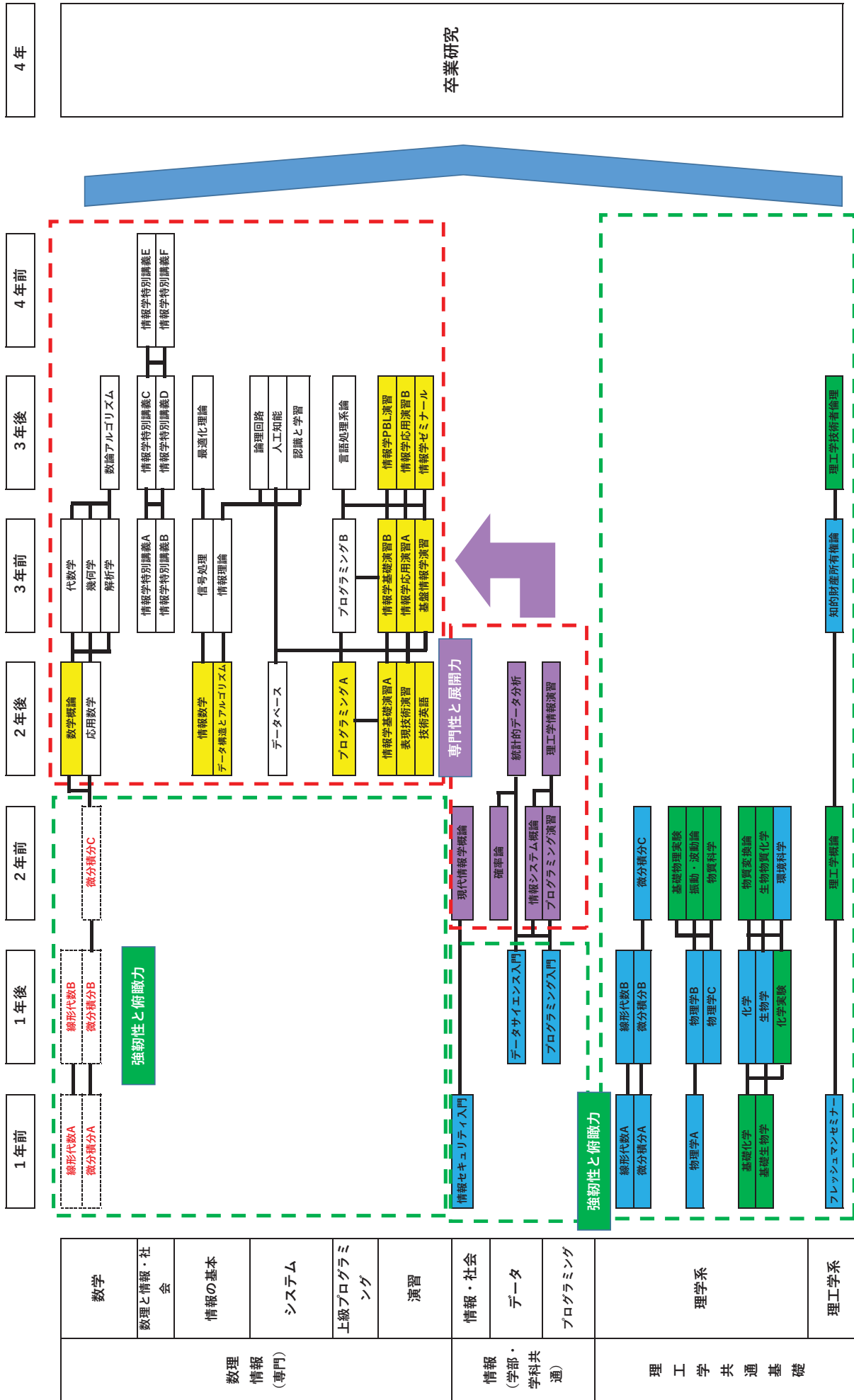
各コースの専門科目 (選択科目)

各コースの専門科目 (必修科目)

学部共通科目 (情報科目)

学部共通科目 (専門基礎科目)

数理情報システムコース 科目系統図



各コースの専門科目 (選択科目)

学科共通科目 (情報科目)

各コースの専門科目 (必修科目)

学部共通科目 (専門基礎科目)

学部共通科目 (必修科目)



## 国立大学法人室蘭工業大学職員就業規則

平成16年4月1日  
室工大規則第10号

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 採用、退職等
  - 第1節 採用等（第6条—第13条）
  - 第2節 退職、休職等（第14条—第28条）
- 第3章 給与（第29条）
- 第4章 研修及び評価（第30条・第31条）
- 第5章 表彰及び懲戒（第32条—第36条）
- 第6章 服務
  - 第1節 服務（第37条—第48条）
  - 第2節 勤務時間等（第49条）
- 第7章 安全衛生及び災害補償（第50条・第51条）
- 第8章 退職手当（第52条）
- 第9章 雑則（第53条）

## 附則

## 第1章 総則

## （目的）

第1条 この就業規則（以下「規則」という。）は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条の規定に基づき、国立大学法人室蘭工業大学（以下「本学」という。）に勤務する職員の就業に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

## （法令との関係）

第2条 この規則に定めのない事項については、労基法、国立大学法人法（平成15年法律第112号）、その他の関係法令及び諸規程の定めるところによる。

## （職員の定義）

第3条 この規則において職員とは、第6条、第7条、第7条の2及び第27条の規定により本学に採用された者をいう。

2 この規則において教員とは、教授、准教授、講師（常時勤務する者に限る。）、助教及び助手の職にある者をいう。

## （適用範囲）

第4条 この規則は、職員に適用する。ただし、日、時間を定めて雇用する常時勤務することを要しない職員の就業については、別に定める国立大学法人室蘭工業大学非常勤職員就業規則（平成16年度室工大規則第11号）による。

## （遵守遂行）

第5条 本学及び職員は、それぞれの立場でこの規則を誠実に遵守し、その実行に努めなければならない。

## 第2章 採用、退職等

## 第1節 採用等

## （採用）

第6条 職員の採用は、競争試験又は選考によるものとする。

## （臨時的職員の採用）

第7条 学長は、第24条の規定により育児休業等をする職員の業務を処理することが困難であると認めるとき、その他これに準ずる場合であって必要と認めるときは、必要な期間について任期を定めて臨時的に職員（以下「臨時的職員」という。）を採用することができるものとする。

## （任期付教員の雇用）

第7条の2 学長は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）の規定に基づき、任期を定めて教員を雇用することができる。

2 前項の規定により任期を定めて雇用する教員（以下「任期付教員」という。）の教育研究組織、

教員の職、任期、その他必要な事項は、別に定める室蘭工業大学教員の任期に関する規則（平成16年度室工大規則第153号）による。

（試用期間）

第8条 職員として採用された者（臨時的職員及び任期付教員を除く。）には、採用の日から6箇月の試用期間を設けるものとする。ただし、学長が認めたときは、試用期間を短縮し、又は設けないことがある。

2 試用期間中に職員として、あるいは試用期間終了後、正規の職員とするには不相当と学長が認めたときは、解雇することがある。

3 試用期間は勤続年数に通算する。

（労働条件の明示）

第9条 学長は、採用しようとする職員に対し、次の事項を記載した文書を交付するものとする。

（1）就業の場所及び従事する業務に関する事項

（2）労働契約の期間に関する事項

（3）給与に関する事項

（4）勤務時間、休暇等に関する事項

（5）退職に関する事項

（提出書類）

第10条 職員に採用される者は、次の各号に掲げる書類を速やかに学長に提出しなければならない。ただし、学長の要請に基づき、国、地方公共団体、国立大学法人、国立大学共同利用機関法人その他関係機関の職員から引き続き職員として採用される者については、書類の提出を省略する場合がある。

（1）誓約書

（2）履歴書

（3）資格に関する証明書

（4）住民票記載事項証明書

（5）健康診断書

（6）その他学長が必要と認める書類

（昇任）

第11条 職員の昇任は、選考によるものとする。

2 前項の選考は、その職員の勤務成績及びその他の能力の評価に基づいて行う。

（配置換等）

第12条 職員は、業務上の必要により配置換、併任、兼務又は出向を命ぜられることがある。

2 職員は、正当な理由がない限り前項の命令を拒むことができない。

（クロスアポイントメント制度）

第12条の2 クロスアポイントメント制度を適用される教員の取扱いについては、別に定める国立大学法人室蘭工業大学におけるクロスアポイントメント制度の適用に関する規則（平成27年度室工大規則第21号）の定めるところによる。

（赴任）

第13条 職員は、赴任の命令を受けた場合は、速やかに赴任しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、原則7日以内に赴任するものとする。

第2節 退職、休職等

（退職）

第14条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、退職とし、職員としての身分を失うものとする。

（1）第7条の規定により採用された臨時的職員の雇用期間が満了した場合

（2）次条の規定により辞職を届け出て学長が確認した場合

（3）第26条の規定により定年退職した場合

（4）第27条の規定により再雇用された職員の雇用期間が満了した場合

（5）本学の役員に就任した場合

（6）死亡した場合

(7) 第7条の2の規定により雇用された任期付教員の任期が満了した場合

(辞職)

第15条 職員は、自己都合により辞職しようとするときは、辞職を予定する日の30日前までに、書面をもって学長に届け出なければならない。ただし、学長が、やむを得ない事由と認めた場合は、この限りでない。

(解雇)

第16条 学長は、職員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、解雇する。

(1) 成年被後見人又は被保佐人となった場合

(2) 禁錮以上の刑に処せられた場合

2 学長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、解雇することができるものとする。

(1) 勤務実績が著しくよくない場合

(2) 心身の故障のため職務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えない場合

(3) 第21条に規定する休職の上限期間を満了し、なお休職事由が消滅しない場合

(4) 国務大臣及び国会議員並びに地方公共団体の長及び議会の議員その他の公職に就任することにより、業務を遂行することが困難な場合

(5) 経営上のやむを得ない事由が生じた場合

(6) その他前各号に準ずる場合

(解雇制限)

第17条 前条及び第34条第4号及び第5号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期間は解雇しない。ただし、第1号の場合において療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病が治らず労基法第81条の規定によって打切補償を支払う場合は、この限りでない。

(1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間

(2) 産前産後の女性職員が、国立大学法人室蘭工業大学職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成16年度室工大規則第13号）第22条別表第4の6号及び7号の規定により休業する期間及びその後30日間

(解雇予告)

第18条 第16条及び第34条第4号及び第5号の規定により職員を解雇する場合は、少なくとも30日前に本人に予告するか、又は労基法第12条に規定する平均賃金（以下「平均賃金」という。）の30日分の解雇予告手当を支払う。ただし、試用期間中の職員（14日を超えて引き続き雇用された者を除く。）を解雇する場合又は所轄労働基準監督署長の認定を受けて第34条第5号に定める懲戒解雇をする場合は、この限りでない。

(降任)

第19条 学長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、降任させることができるものとする。

(1) 勤務実績がよくない場合

(2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(3) その他職務に必要な適格性を欠く場合

(休職)

第20条 学長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、休職させるものとする。

(1) 心身の故障のため長期の休養を要する場合

(2) 刑事事件に関し起訴された場合

2 学長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、休職にすることができるものとする。

(1) 学校、研究所、病院その他本学が指定する公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究若しくは指導に従事し、又は本学が指定する国際事情の調査その他の業務に従事する場合

(2) 科学技術に関する国及び独立行政法人と共同して行われる研究又は国若しくは独立行政法人の委託を受けて行われる研究に係る業務であって、その職員の職務に関連があると認められるものに、前号に掲げる施設又は本学が当該研究に関し指定する施設において従事する場合

(3) 国立大学法人室蘭工業大学職員の兼業に関する規則（平成16年度室工大規則第17号）第7条第1項の規定により研究成果活用企業の役員（監査役を除く。）、顧問又は評議員の職を兼ねる

場合

(4) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合

(5) その他の特別な事由により休職にすることが適当と認められる場合

3 試用期間中の職員、臨時的職員及び任期付教員については、前項の規定を適用しない。

(休職の期間)

第21条 前条第1項第1号及び第2項各号の休職の期間は必要に応じ、いずれも3年を超えない範囲内で学長が定めるものとする。この休職の期間が3年に満たない場合においては、休職した日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができるものとする。

2 前条第1項第2号の休職の期間は、その事件が裁判所に係属する期間とする。

3 前条第2項第1号から第3号の休職の期間が引き続き3年に達する際特に必要があると学長が認めたときは、2年を超えない範囲内において休職の期間を更新することができるものとする。この更新した休職の期間が2年に満たない場合においては、学長は、必要に応じ、その期間の初日から起算して2年を超えない範囲内において、再度これを更新することができるものとする。

4 学長は、特に必要があると認めたときは、第1項の規定にかかわらず、前条第2項第2号の休職の期間を3年を超え5年を超えない範囲内において定めることができるものとする。この休職の期間が5年に満たない場合においては、学長は、必要に応じ、休職した日から引き続き5年を超えない範囲内において、これを更新することができるものとする。

5 前2項の規定による前条第2項第2号の休職及び第3項の規定による前条第2項第3号の休職の期間が引き続き5年に達する際、やむを得ない事情があると学長が認めたときは、必要に応じ、これを更新することができるものとする。

(休職中の身分)

第22条 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 休職者の給与の取扱いについては、国立大学法人室蘭工業大学職員の給与等に関する規則（平成16年度室工大規則第14号）による。

(復職)

第23条 学長は、第21条の休職の期間を満了するまでに休職事由が消滅したと認めた場合には、復職させるものとする。ただし、第20条第1項第1号の休職については、職員が休職の期間の満了までに復職を願い出て、医師が休職事由が消滅したと認めた場合に限り、復職させる。この場合、医師について学長が指定することがある。

2 休職の期間が満了したときは、当然復職するものとする。

3 前2項の場合、学長は、原則として休職前の職場に復帰させるものとする。ただし、心身の条件その他を考慮し、他の職務に就かせることがある。

(育児休業等)

第24条 育児休業等について必要な事項は、別に定める国立大学法人室蘭工業大学職員の育児休業等に関する規則（平成16年度室工大規則第15号）による。

(介護休業等)

第25条 介護休業等について必要な事項は、別に定める国立大学法人室蘭工業大学職員の介護休業等に関する規則（平成16年度室工大規則第16号）による。

(定年)

第26条 職員の定年による退職日は、満60歳（ただし、教員は満65歳）に達した日以後における最初の3月31日とする。

2 前項の定年は、満60歳とする。ただし、教員の定年は、満65歳とする。

(再雇用)

第27条 学長は、前条の規定により定年退職した者（教員を除く。）で、再雇用を希望する者、または、職員（第7条、第7条の2及び本条の規定により本学に採用された者並びに教員を除く。）としての在職期間を有する者等で、満60歳に達した日以後に到来する最初の3月31日を超えて、再び雇用されることを希望する者のうち本学が認める者について、1年を超えない範囲内で任期を定め、採用するものとする。ただし、第14条各号（第3号を除く。）に規定する退職事由又は第16条に規定する解雇事由に該当する場合は、再雇用しないものとする。

2 再雇用職員は、次の2区分とする。



- (1) フルタイム勤務職員 所定勤務時間が、国立大学法人室蘭工業大学職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成16年度室工大規則第13号）第3条の規定による所定勤務時間（以下次号において同じ。）と同様の者
  - (2) パートタイム勤務職員 所定勤務時間が、フルタイム勤務職員より短い者
- 3 第1項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲で更新することができる。
- 4 前項の規定による任期の末日は、その者が満65歳に達した日以後における最初の3月31日以前とする。
- 5 学長は、引き続き1年を超えて雇用した再雇用職員については、雇用期間が満了する日の少なくとも30日前に、雇用期間が満了する旨を当該再雇用職員に通知するものとする。
- 6 前5項に定めるもののほか、職員の再雇用について必要な事項は、別に定める国立大学法人室蘭工業大学再雇用に関する要項による。

（退職等の証明書）

第28条 学長は、退職した者又は解雇された者が、退職証明書の交付を請求した場合は、遅滞なくこれを交付するものとする。

- 2 学長は、職員が第18条の規定により解雇予告された日から解雇の日までの間において、当該解雇予告理由について証明書の交付を請求した場合は、遅滞なくこれを交付するものとする。
- 3 前2項の証明書に記載する事項は次のとおりとする。

- (1) 雇用期間
- (2) 業務の種類
- (3) その事業における地位
- (4) 給与
- (5) 退職の事由（解雇の場合は、その理由）

- 4 証明書には前項の事項のうち、交付を請求した者が請求した事項のみを証明するものとする。

### 第3章 給与

（給与）

第29条 職員の給与について必要な事項は、別に定める国立大学法人室蘭工業大学職員の給与等に関する規則（平成16年度室工大規則第14号）及び国立大学法人室蘭工業大学年俸制適用職員の給与等に関する規則（平成26年度室工大規則第19号。以下「年俸制給与規則」という。）による。

### 第4章 研修及び評価

（研修）

第30条 職員は、業務に関する必要な知識及び技能を向上させるため、研修に参加することを命ぜられた場合には、研修を受けなければならない。

- 2 学長は、職員の研修機会の提供に努めるものとする。
- 3 前2項のほか、教員の研修については、別に定める。

（勤務成績の評価）

第31条 学長は、定期的に職員の勤務成績の評価を行い、その評価の結果に応じた措置を講ずるものとする。

### 第5章 表彰及び懲戒

（表彰）

第32条 学長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、別に定めるところにより表彰する。

- (1) 永年にわたり誠実に勤務し、その成績が優秀で他の模範となる場合
- (2) 本学の名誉となり、又は職員の模範となる善行を行った場合
- (3) その他学長が必要と認める場合

（懲戒）

第33条 学長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、懲戒処分を行うことができるものとする。

- (1) この規則その他本学の定める諸規則に違反した場合
- (2) 職務上の義務に違反した場合
- (3) 故意又は重大な過失により本学に損害を与えた場合

- (4) 正当な理由なしに遅刻、早退、欠勤する等勤務を怠った場合
  - (5) 刑法（明治40年法律第45号）上の犯罪に該当する行為があった場合
  - (6) 重大な経歴詐称をした場合
  - (7) その他前各号に準ずる行為があった場合
- 2 職員の懲戒の手続きについて必要な事項は、別に定める国立大学法人室蘭工業大学職員の懲戒の手続きに関する規程（平成26年度室工大規程第5号）による。
- 3 第27条第1項の規定により採用された場合において、定年前の引き続き職員としての在職期間中に第1項各号のいずれかに該当したときは、懲戒処分を行うことができる。
- （懲戒の種類及び内容）

第34条 懲戒の種類及び内容は次のとおりとする。

- (1) 戒告 将来を戒める。
- (2) 減給 1年以内の期間を定め給与を減額する。この場合において、1回の額が平均賃金の半日分、若しくは1月の額が当該月の給与総額の10分の1以内とする。
- (3) 停職 1年以内の期間を定めて出勤を停止し、職務に従事させず、その間の給与は支給しない。
- (4) 諭旨解雇 退職を勧告して解雇する。ただし、勧告に応じない場合は、懲戒解雇する。
- (5) 懲戒解雇 即時に解雇する。この場合において、所轄労働基準監督署長の認定を受けたときは労基法第20条に規定する手当を支給しない。

（訓告等）

第35条 学長は、前条に規定する場合のほか、服務を厳正にし、規律を保持するため必要があるときは、訓告、嚴重注意又は注意を行うことがある。

（損害賠償）

第36条 学長は、職員が故意又は重大な過失によって本学に損害を与えた場合は、その損害の全部又は一部を賠償させるものとする。

2 前項の賠償責任は、退職した後又は解雇された後といえども免れない。

## 第6章 服務

### 第1節 服務

（誠実義務）

第37条 職員は、職務上の責任を自覚し、誠実にかつ公正に職務を遂行するとともに、本学の秩序の維持に努めなければならない。

（法令及び上司の命令に従う義務）

第38条 職員は、その職務を遂行するについて、関係法令及び本学の諸規則に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

（信用失墜行為の禁止）

第39条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は本学職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

（秘密を守る義務）

第40条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 職員が法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表するには、学長の許可を要する。

（職務専念義務）

第41条 職員は、本学の諸規則の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、本学がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

（政治的行為の制限）

第42条 教育活動又は本学を代表してなす行為として、特定の政党を支持し、又は反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

（公職の候補者への立候補・就任）

第43条 職員は、国会議員並びに地方公共団体の長及び議会の議員その他の公職に立候補しようとするときは、あらかじめその旨を学長に届け出なければならない。



2 職員は、国務大臣及び国会議員並びに地方公共団体の長及び議会の議員その他の公職に就任しようとするときは、あらかじめその旨を学長に届け出なければならない。

(兼業)

第44条 職員の兼業について必要な事項は、別に定める国立大学法人室蘭工業大学職員の兼業に関する規則(平成16年度室工大規則第17号)による。

(職員の倫理)

第45条 職員の倫理について必要な事項は、別に定める国立大学法人室蘭工業大学職員の倫理に関する規則(平成16年度室工大規則第18号)による。

(ハラスメントの防止等)

第46条 ハラスメントの防止等について必要な事項は、別に定める国立大学法人室蘭工業大学におけるハラスメントの防止等に関する規則(平成16年度室工大規則第19号)による。

(出張)

第47条 職員は、業務上必要がある場合は、出張を命ぜられることがある。

2 出張を命ぜられた職員が帰任したときは、速やかに学長に報告しなければならない。

(旅費)

第48条 旅費について必要な事項は、別に定める国立大学法人室蘭工業大学の旅費に関する規則(平成19年度室工大規則第30号)による。

第2節 勤務時間等

(勤務時間等)

第49条 職員の勤務時間、休日、休暇等について必要な事項は、別に定める国立大学法人室蘭工業大学職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成16年度室工大規則第13号)による。

第7章 安全衛生及び災害補償

(安全衛生及び健康管理)

第50条 職員の安全衛生及び健康管理について必要な事項は、別に定める国立大学法人室蘭工業大学職員の安全衛生管理に関する規則(平成16年度室工大規則第21号)による。

(災害補償)

第51条 職員の業務上又は通勤時に災害を被った場合の補償又は保険給付については、労基法及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の定めるところによる。

2 前項の規定による補償又は保険給付のほか、本学が行う補償については、別に定める。

第8章 退職手当

(退職手当)

第52条 職員の退職手当について必要な事項は、別に定める国立大学法人室蘭工業大学職員の退職手当に関する規則(平成16年度室工大規則第23号。この条において「職員退職手当規則」という。)による。ただし、職員退職手当規則の定めにかかわらず、年俸制給与規則が適用される職員(別に定める場合を除く。)には、職員退職手当規則は適用しない。

第9章 雑則

(実施に関し必要な事項)

第53条 この規則の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(施行日における職員及び外国人教員の取扱い)

第2条 第3条第1項の規定にかかわらず国立大学法人法附則第4条の規定に基づき、施行日において、本学の職員となった者についても、同条における職員とみなす。

2 施行日の前日までに、室蘭工業大学外国人教員の任期に関する規則(昭和59年度室工大規則第6号)の規定に基づき、任期を定めて任用されていた外国人教員の任期については、当該任期の残存期間とする。

附 則(平成16年度室工大規則第152号)

この規則は、平成16年12月6日から施行する。

附 則(平成17年度室工大規則第85号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年度室工大規則第30号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年度室工大規則第36号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年度室工大規則第14号）

この規則は、平成21年10月9日から施行する。

附 則（平成24年度室工大規則第34号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年度室工大規則第2号）

この規則は、平成26年4月25日から施行する。

附 則（平成26年度室工大規則第21号）

この規則は、平成26年12月5日から施行する。

附 則（平成26年度室工大規則第55号）

この規則は、平成27年3月20日から施行する。ただし、第4条第2項を削る改正規定及び第30条に1項を加える改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年度室工大規則第18号）

この規則は、平成28年2月5日から施行する。

附 則（平成29年度室工大規則第9号）

この規則は、平成29年10月17日から施行する。